

令和6年分確定申告が始まります

書かない確定申告（電子申告）が便利です！

国税庁 e-Tax サイト



https://www.e-tax.nta.go.jp/

マイナンバーカードをお持ちなら、スマートフォンやタブレット、パソコンを使用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から所得税の確定申告書を作成できます。

作成した申告書は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して送付でき、都合の良い時間に送信できる。携行による控除証明書等の自動データ入力や還付発生時の早期還付が可能となるなど利用するメリットが盛りだくさんです。ぜひe-Taxを利用しましょう。

詳しくは国税庁 e-Tax サイトをご覧ください。

確定申告期間は2月17日(月)～3月17日(月)です

税務署で確定申告をする場合

国税庁 LINE 公式アカウント



令和6年分所得税等の確定申告書作成会場は、2月17日(月)から開設されます。

● 場所
須賀川市労働福祉会館（須賀川市茶畑町65）

● 開設期間
2月17日(月)～3月17日(月) 9時～16時（土日祝日除く）

● 開設期間
来場者がスマホ等を操作して作成

会場への入場には、整理券が必要となります。整理券はLINE（国税庁を友だち登録）による事前発行と、会場での当日配布（配布状況により後日の来場となる場合あり）があります。なお、期間中は税務署内の申告書作成会場は開設されません。

町で確定申告をする場合

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月17日(月)から3月17日(月)まで、町勤労青少年ホームで行います。この相談は、令和6年中の所得を申告していただくもので、この内容が令和7年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。

● 町県民税申告が必要な方
令和7年1月1日現在で、鏡石町に住所または居所があり、次のいずれかに該当する方は町県民税の申告が必要です。詳しくは次ページ「フローチャート」をご覧ください。

- ① 給与収入や公的年金収入のほかに、農業、営業、不動産などの収入があった方
- ② 令和6年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ③ 生命保険の一時金、満期返戻金の収入があった方
- ④ 昨年中無収入の方や、遺族年金・障害年金などの非課税年金受給者で税法上の扶養になっていない方

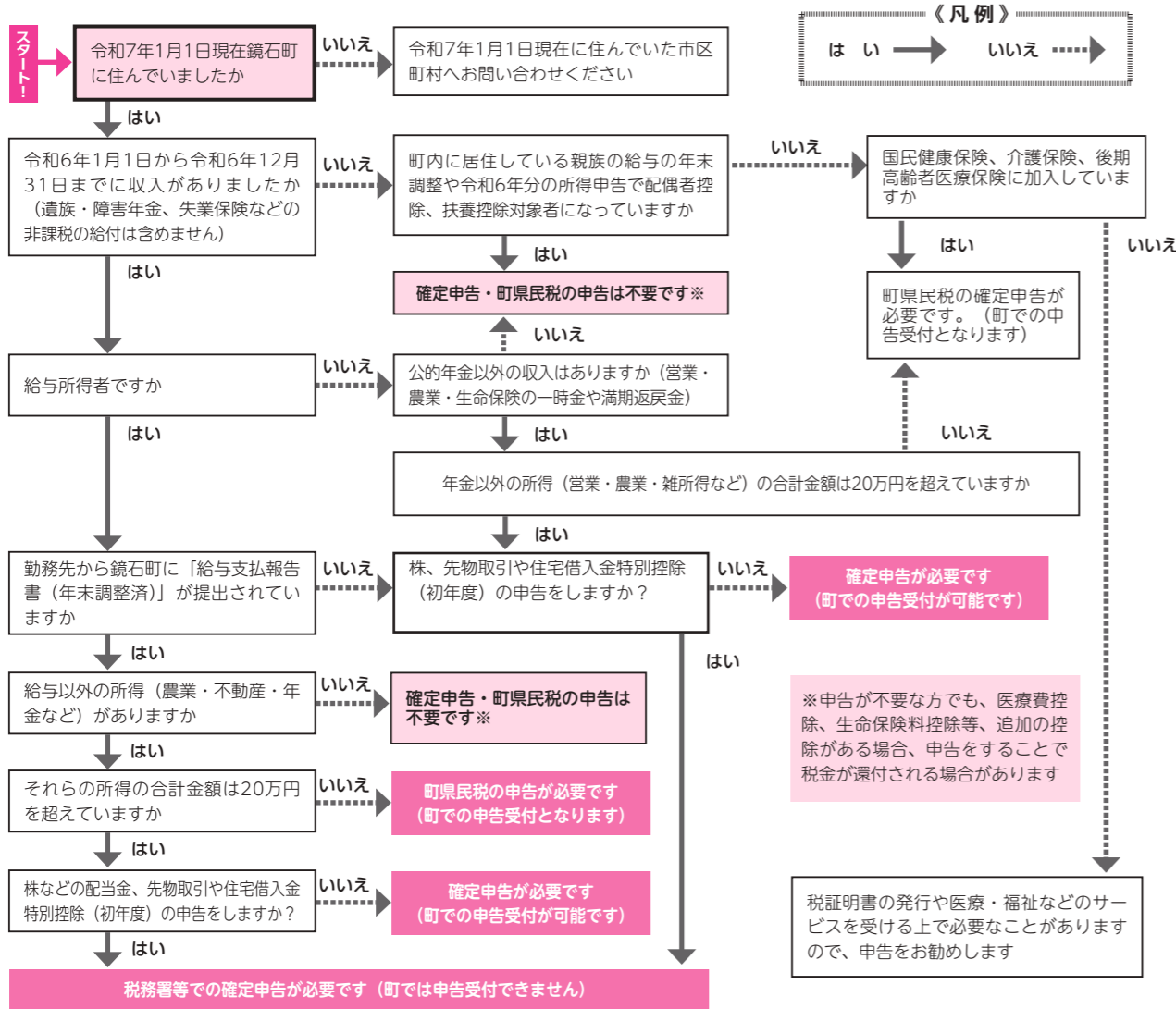
【申告相談に必要なもの】

収入に関するもの	・ 給与や年金収入のある方は、令和6年分の源泉徴収票 ・ 事業収入（営業、農業等）のある方は、収支内訳書など集計されたもの
控除に関するもの	・ 令和6年中に支払った社会保険料等（国民健康保険税、国民年金保険料等）の支払証明書または領収書 ・ 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料（地震保険等）の支払証明書 ・ 障がい者の方は、その事実が確認できる障害者手帳等 ・ 医療費控除等を受ける場合には、医療費控除等の明細書（人、病院ごとに金額を合計したもの）
その他必要なもの	・ 前年以前に生じた損失があり、繰越額がある場合は、繰越損失額の分かるもの（前年の確定申告書） ・ 所得税が還付される方は、通帳など銀行名や口座番号が分かるもの（申告者本人名義のもの） ・ 本人確認書類、マイナンバーが分かる書類

● 問い合わせ先

税務町民課 ☎ 62-2114 申告会場（申告期間中のみ） ☎ 62-6500 須賀川税務署 ☎ 75-2194

申告相談フローチャート



申告相談日程表

◎会場：町勤労青少年ホーム
◎受付時間：午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

月日	曜日	行政区	月日	曜日	行政区
2月17日	月	公的年金のみ	3月3日	月	1区・2区・3区・4区
2月18日	火	仁井田・さかい	3月4日	火	1区・2区・3区・4区
2月19日	水	仁井田・さかい	3月5日	水	鏡田・高久田
2月20日	木	久来石・笠石	3月6日	木	鏡田・高久田
2月21日	金	久来石・笠石	3月7日	金	鏡田・高久田
2月25日	火	久来石・笠石	3月10日	月	鏡田・高久田
2月26日	水	久来石・笠石	3月11日	火	成田・豊郷・旭町
2月27日	木	1区・2区・3区・4区	3月12日	水	成田・豊郷・旭町
2月28日	金	1区・2区・3区・4区	3月13日	木	成田・豊郷・旭町
お住まいの行政区の割り当て日に来場が難しい場合は、都合の良い日にご来場ください。			3月14日	金	成田・豊郷・旭町
			3月17日	月	予備日

※確定申告期間中に町で受付可能な申告は、令和7年度の確定申告です。過年度（令和6年度（令和5年分）以前分）の確定申告については、町で申告受付はしていません。

※確定申告は、令和6年分の実状に基づいたものとなります。どのように申告すれば一番税金が安くなるかなどの質問については、お答えできませんので、予めご了承ください。

※町では株などの配当金、先物取引や住宅借入金特別控除（初年度）の申告受付はできませんので、該当する方は税務署等での申告をお願いします。